

福井労働局：外国人雇用状況(令和 6年10月末)を公表 —過去 最高13,594人

25.01.31

福井労働局(局長 石川良国)では、このほど、令和6年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)であり、数値は令和6年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

1. 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について

外国人労働者数は13,594人。前年同期比2,493人(22.5%)増加し、過去最高を更新した。

○ 国籍別の状況 [別表1、参考-4]

労働者数が多い順

・ベトナム	3,708人 (全体の27.3%)	[前年同期比348人(10.4%)増]
・ブラジル	3,278人 (同 24.1%)	[同 1,083人(49.3%)増]
・フィリピン	1,684人 (同 12.4%)	[同 230人(15.8%)増]
・中国	1,225人 (同 9.0%)	[同 50人(3.9%)減]
・インドネシア	1,166人 (同 8.6%)	[同 339人(41.0%)増]
・ミャンマー	809人 (同 6.0%)	[同 368人(83.4%)増]

○ 在留資格別の状況 [別表1、参考-5]

労働者数が多い順

・技能実習	5,326人 (全体の39.2%)	[前年同期比681人(14.7%)増]
・身分に基づく在留資格	4,787人 (同 35.2%)	[同 1,134人(31.0%)増]
・専門的・技術的分野	2,392人 (同 17.6%)	[同 499人(26.4%)増]
うち特定技能	1,112人 (同 8.2%)	[同 413人(59.1%)増]

○ 安定所別の状況 [別表2]

労働者数が多い順

・武生所	5,210人 (全体の38.3%)	[前年同期比1,343人(34.7%)増]
・福井所	4,975人 (同 36.6%)	[同 614人(14.1%)増]
・三国所	1,509人 (同 11.1%)	[同 244人(19.3%)増]
・敦賀所	799人 (同 5.9%)	[同 132人(19.8%)増]
・大野所	668人 (同 4.9%)	[同 84人(14.4%)増]
・小浜所	433人 (同 3.2%)	[同 76人(21.3%)増]

福井県国際交流協会：外国人留学生 × 県内企業 『合同企業説明会』

25.02.19

(公財)福井県国際交流協会は、福井県、(株)福井銀行、県内外大学、関係機関と協力し、県内企業における留学生の採用・定着を支援しています。

昨年に引き続き、留学生の採用に関心がある企業と県内企業での就職を希望する留学生を対象とした「合同企業説明会」を開催します。



<https://f-i-a.or.jp/k/eventview.php?id=9721>

福井新聞:介護職の技能実習生セミナー —タイ籍13人が将来を語る

25.03.01

福井新聞は、介護を志す技能実習生のセミナーの様子を報じた。

参加したタイ籍13人が将来の目標を語り、意欲を示した。受入れ施設の現場の声や支援体制への期待に触れる。地域社会との交流機会が定着につながると指摘。多言語支援や生活相談の充実が課題として挙がる。技能向上と資格取得の支援策の必要性を強調。



<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/2251958>

農業分野における外国人材の受け入れについて

25.03.25

福井県では農業分野における担い手不足解消のため、外国人材受入を推進し、支援します。

1 補助対象事業

(1) 就業環境整備

外国人労働者の就業環境を改善するための取組

(2) 生活環境整備

外国人労働者の生活の本拠の環境を改善するための取組

2 補助対象経費

謝金、旅費、使用料・賃借料、委託料、手数料、需用費、備品
購入費、その他経費

農業分野における外国人材受入環境整備事業補助金のご案内

外国人労働者の就業・生活環境の改善を行う農業者のみぞま！

最大30万円(補助率1/3)を補助します

【補助金を活用いただける例】

- 外国語作業マニュアル等の作成費用
- 外国人労働者の居住環境の整備費用(受入れ農業者所有の建物)
- 外国人労働者の自動車運転免許の取得・書換え費用(在留資格:特定技能に限る)

事業内容

農業分野における外国人労働者の就業環境・生活環境の改善に係る経費を補助します。

補助対象者の要件

【所在地・住所】

福井県内に事業所または住所を置く農業者等

【外国人労働者の雇用】

県内事業所または住所において以下の在留資格を持つ外国人労働者を現に雇用し、今後も継続して雇用する具体的な計画がある農業者等

①特定技能 ②技能実習 ③高度専門職

補助金の取組

【補助対象経費】

県内事業所または住所における外国人労働者の就業・生活環境の改善のための取組に係る経費

①就業環境整備(外国語の作業マニュアル作成、自動車運転免許等の取得・書換え等)

②生活環境整備(住居の改修、冷暖房設備の設置等)

【補助限度額】

30万円/農業者等

【補助率】

3分の1

【補助対象】

令和7年4月1日以降に実施し、令和8年3月31日までに完了する事業

申請受付期間

令和8年2月27日まで(必着) ※ただし、予算上限額に達し次第、募集を締め切ります。

お問い合わせ

福井県 農林水産部 園芸振興課 農業人材グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 (TEL)0776-20-0433

(FAX)0776-20-0650



園芸振興課
外国人材関係ホームページ

福井大学：留学生同窓会ベトナム支部を設立

25.03.31

2025年3月20日(金)、「もてなし居酒屋みけそん」(ベトナム・ハノイ)にて、福井大学・末理事と前田工織ベトナム・角田社長様承認のもと、ベトナム在住の本学卒業生による福井大学留学生同窓会ベトナム支部を設立いたしました。今後は卒業生同士の交流だけでなく、ベトナムからの新規留学生の推薦なども行っていく予定です。福井大学とベトナムの絆がより強くなっていくことが期待されます！



250220_GroupPhoto



250220_AlumniInVietnam



250220_VunSanSigningDeclaration

<https://www.u-fukui.ac.jp/internationalnews/105169/>

外国人労働者受入環境整備事業補助金

25.04.01

外国人労働者受入環境整備事業補助金

外国人労働者に、就業地として福井県を選択してもらうとともに、福井での就業および暮らしに対する満足度を高め、長期にわたって活躍できる環境を整備することにより、企業の人手不足の解消を図ります。

外国人労働者受入環境整備事業補助金のご案内

外国人労働者の就業・生活環境の改善を行う事業者のみなさま！

- ・最大30万円（就業・生活環境整備を行う場合）
- ・最大100万円（住宅環境整備を行う場合）

【補助金をご活用いただける例】 を補助します！

外国人の方が働きやすくなるよう、母国語の作業マニュアルを作成したい！

外国人の方がより良い環境で生活し、仕事でもパフォーマンスができるよう、家をリフォームしたい！

事業内容
外国人労働者の就業環境・生活・住宅環境の改善に係る経費を補助します。

補助対象者の要件

所在地	福井県内に事業所を置く事業者
外国人労働者の雇用	県内事業所において以下の在留資格を持つ外国人労働者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業者、または新たに雇用する具体的な計画がある事業者 ①特定技能 ②技能実習 ③技術・人文知識・国際業務 ④高度専門職 ⑤特定活動（告示第46号に該当するものに限る）
その他	・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行った事業者 ・「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組の宣言が登録されている事業者 ・「ふくい女性活躍推進企業」に登録されている事業者 等

補助金の概要

補助対象経費	県内事業所における外国人労働者の就業・生活環境の改善のための取組等に係る経費 ①就業環境整備（母国語のマニュアル作成等） ②生活環境整備（寮の冷暖房設置等） ③住宅環境整備（寮の増改築・寮用物件の取得等）
補助限度額	30万円/事業者 ただし、住宅環境整備を含む場合100万円/事業者
補助率	3分の1
補助対象	交付決定日から令和8年3月31日まで ※交付決定前に着手（契約、発注、納入、検収、支払等）したものは補助対象外です。

申請受付期間 令和8年2月27日まで（必着）
※ただし、予算上限額に達し次第、募集を締め切ります。

お問い合わせ 詳しい資料や申請様式等は、以下のHPをご参照ください。
福井県産業労働部労働政策課 産業人材室
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 (TEL) 0776-20-0390 (FAX) 0776-20-0648
URL: <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/gaikokujin-kankyoseibi.html>



福井工業大学:留学生向け 『就職ガイダンス(第1回)』を開催

25.04.24

4月25日(木)、株式会社マイナビ様による「留学生就職ガイダンス
①／就活スタートアップ講座」が本学で開催され、国内で就職を希望する留学生17名が参加しました。

講師の方から

- ・日本で働くことについて
- ・日本での就職活動について
- ・インターンシップについて

をテーマに、外国人留学生の就職先の現状、日本と外国の就職活動の違いやポイントなどを分かりやすくご説明いただき、留学生たちは熱心にメモを取りながら聞き入っていました。

https://www.fukui-ut.ac.jp/ic_news/



福井商工会議所ほか：外国人材活用セミナー

25.05.27

少子高齢化による労働人口の減少やビジネス環境変化により、人手不足が深刻化しています。日本国内における外国人労働者数は、2024年10月時点で約230万人となり、前年より25万人増えて過去最大の増加となりました。これを受け昨年6月には入管法等の改正法が公布され、「育成就労制度」として従来の技能実習制度に代わる制度が今後2年以内に施行予定です。この法改正は、特定技能制度と関連して長期にわたり産業を支える人材の確保を目指すものであり、今後の中小企業の労働市場を考える上で外国人労働者の役割はますます重要となってきています。

今回のセミナーは、福井における外国人の雇用状況や、最新のトピックとして「育成就労制度」の概要を紹介します。また、中国出身の王専門相談員から「外国人から見た日本で働く魅力」について解説します。。

外国人材活用セミナー

これからの人手不足解消のための人材戦略



WEBからも申込可能です



7月14日(月)13:30~15:30

会場：福井商工会議所ビル 会議室D
および オンライン会場

定員：30名 受講料：無料

対象：企業経営者、管理職など

少子高齢化による労働人口の減少やビジネス環境変化により、人手不足が深刻化しています。日本国内における外国人労働者数は、2024年10月時点で約230万人となり、前年より25万人増えて過去最大の増加となりました。これを受け昨年6月には入管法等の改正法が公布され、「育成就労制度」として従来の技能実習制度に代わる制度が今後2年以内に施行予定です。この法改正は、特定技能制度と関連して長期にわたり産業を支える人材の確保を目指すものであり、今後の中小企業の労働市場を考える上で外国人労働者の役割はますます重要となってきています。

今回のセミナーは、福井における外国人の雇用状況や、最新のトピックとして「育成就労制度」の概要を紹介いたします。また、中国出身の王専門相談員から「外国人から見た日本で働く魅力」について解説します。外国人雇用を検討している、また技能実習生を雇用している企業の方は是非ご参加ください。

- 内容 1. 福井県の雇用の現状、在留資格、高度外国人材について
- 2. 育成就労制度の目的と概要について
- 3. 外国人から見た日本で働く魅力について

FUKUI 外国人材受入サポートセンター

副センター長 長谷川 大祐 氏、

専門相談員 森下 利佳 氏、専門相談員 王 梓軒 氏

- 主催 福井県人材確保支援センター(ふくいジョブステーション)

- 共催 福井商工会議所、FUKUI外国人材受入サポートセンター

<https://fuku-job.jp/company/event/25/>

福井県社協：タイからの介護技能実習生 受入れ施設を募集

25.05.28

社会福祉法人福井県社会福祉協議会(以下「県社協」)では、介護人材が不足する厳しい状況の中、人材の確保に悩む県内介護施設において、外国人介護技能実習生(以下「実習生」)の受入が円滑に進むよう、福井県との連携のもと、監理団体として当該実習生受入事業に取り組んでいます。

つきましては、2026年春入国予定の技能実習生の受入れについてご検討いただきますとともに、当事業についての具体的な説明や相談等を希望される場合は、下記担当まで連絡いただきますようよろしくお願いいたします。



2026年春入国
介護のタイ人技能実習生
受入れ施設募集

福井県社会福祉協議会では、タイ人介護技能実習生の受入れ施設を募集しています。
「明るい性格で、年配者に対する尊敬や思いやりにあふれる」タイ人技能実習生を受入れてみませんか。

【募集施設】 県内の介護施設・事業所
【実習生概要】 タイ人介護技能実習生 (18歳から20代前半)
【受入条件】 (1)日本人と同等以上の月給のほか、監理費が必要になります。
(2)その他、詳細等については、下記担当までご連絡ください。

【県社協の取組みの特色(メリット)】

- 介護現場に精通した職員が体制づくりからアドバイスを行い、外国人介護職員受入れの不安を解消
- 施設配属前には、県介護福祉社会と連携して介護講習を実施し、施設の実習にスムーズに移行
- タイ語の専任通訳職員が公私にわたり実習生とのコミュニケーションをフォロー
- 実習開始後も日本語上達に向け、独自の日本語研修を毎月開催

まずは、3年間の受入れから
※ 特定技能でさらに5年や、技能実習生3号でさらに2年、雇用できる場合があります。
日本の介護と日本語を学んで入国
※ 日本語検定4級/4+片言の日本語、むらがな以上
土日祝、夜勤などの対応が可能
※ 対応条件がありますので詳細はお問い合わせください。

福井県に受入れたタイ人介護技能実習生に関する報道(映像)はこちら

お問合せ 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
お気軽に 心くい外国人介護職員支援センター
ご連絡ください 担当：西口・武藤(ぶとう)

福井市光陽2-3-22
県社会福祉センター内
TEL 0776-24-0086
FAX 0776-24-0063
E-mail kaigo@f-shakyo.or.jp